平成２１年（フ）第４１８２号
北海道千歳市白樺３丁目２番地の３
債務者　伊藤　和明
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１９３号
札幌市北区新川４条９丁目１番８号　ファミリーコーポ101号
債務者　阿部　達也
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１９５号
札幌市白石区菊水元町９条２丁目５番３号　第一米沢コーポ203号
債務者　佐久間治幸
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１９７号
札幌市豊平区平岸８条13丁目２番18―408号
債務者　川村　志保（旧姓佐久間）
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２０２号
札幌市西区宮の沢３条３丁目19番２―104号
債務者　盛岡　満子（旧姓中川原）
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２０３号
北海道石狩市樽川３条２丁目55番地　ＳＫハイム５―105号
債務者　細川　果南
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２０８号
北海道江別市あけぼの町20番地　Ｇ３―16
債務者　前川ひろみ
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２１６号
札幌市東区北45条東５丁目５番30号　フォーレスト45Ⅱ201号
債務者　乙井孝太郎
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２１９号
北海道石狩市八幡４丁目165番地　八幡団地51Ａ―１―101
債務者　佐々木　清
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２２０号
北海道石狩市八幡４丁目165番地　八幡団地51Ａ―１―101
債務者　佐々木征代
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２２３号
札幌市白石区本通３丁目北６番12―305号
債務者　佐々木幸司
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２２７号
札幌市西区山の手３条４丁目１番２―303号
債務者　今村　　悟
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２３４号
札幌市豊平区西岡３条11丁目10番15―301号
債務者　渡辺かおり
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２３６号
札幌市北区北27条西３丁目４番１号　エルドラド27―103号
債務者　山本　啓安
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２４３号
北海道石狩郡当別町字茂平沢203番地469
債務者　原口　順子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２４６号
札幌市北区北22条西５丁目２番32号　第11松井ビル４Ｅ号
債務者　山田みどり
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２５２号
札幌市西区二十四軒３条６丁目５番18号　アサヒマンションＡ―102号
債務者　植村　昌美
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２５３号
札幌市中央区南21条西９丁目１番35号　ミディメゾンタテオカ南方館203号
債務者　中美志穂子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部